

漁場計画(変更素案)

	告示 予定番号	漁場の 位置	漁業の種類	漁業の時期	漁場の区域	関係地区	条件
第五種 共同漁業	内共 第501号	野根川	あゆ漁業 うなぎ漁業 あまご漁業 もくずがに漁業	5/15～12/31 4/1～9/30 1/1～12/31 8/1～11/30	基点甲 安芸郡東洋町野根字浦漠丙1,619番地先野根海岸防潮堤南西端漁場基点 基点乙 安芸郡東洋町野根字番家谷甲1,237番地先野根漁港新防潮堤北端漁場基点 甲と乙を結ぶ直線から上流の高知県と徳島県との県境までの野根川本・支流	安芸郡東洋町のうち 野根	火光その他の照明を利用する網（網口の周囲が1メートル以下のすくい網を除く。 以下同じ。）、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
	内共 第502号	西の川	あゆ漁業 うなぎ漁業 あまご漁業 もくずがに漁業	5/15～12/31 4/1～9/30 1/1～12/31 8/1～11/30	室戸市吉良川町国道吉良川大橋から上流の西の川本・支流	室戸市のうち吉良川 町	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
	内共 第503号	羽根川	あゆ漁業 うなぎ漁業 あまご漁業	5/15～12/31 4/1～9/30 1/1～12/31	室戸市羽根町国道羽根川橋から上流の羽根川本・支流	室戸市のうち羽根町	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
	内共 第504号	奈半利川	あゆ漁業 うなぎ漁業 あまご漁業 もくずがに漁業	5/15～12/31 4/1～9/30 1/1～12/31 8/1～11/30	基点甲 安芸郡奈半利町奈半利川河口左岸防潮堤南西端漁場基点 基点乙 安芸郡田野町奈半利川河口右岸導流堤漁場基点 甲と乙を結ぶ直線から上流の安芸郡北川村久木魚梁瀬発電用えん堤までの奈半利川本・支流	安芸郡奈半利町 安芸郡田野町 安芸郡北川村	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、う飼漁法による採捕は3件以内、火光その他の照明を利用する網による採捕は24件以内、建網による採捕は38件以内、瀬張網による採捕は4件以内の範囲で行うことができる。
	内共 第505号	奈半利川 (上流)	あゆ漁業 うなぎ漁業 あまご漁業	5/15～12/31 4/1～9/30 1/1～12/31	安芸郡北川村久木魚梁瀬発電用えん堤から上流の奈半利川本・支流	安芸郡馬路村のうち 魚梁瀬	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
	内共 第506号	安田川	あゆ漁業 うなぎ漁業 あまご漁業 もくずがに漁業	5/15～12/31 4/1～9/30 1/1～12/31 8/1～11/30	安芸郡安田町国道安田川大橋から上流の安田川本・支流	安芸郡安田町 安芸郡馬路村（魚梁 瀬を除く。）	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、う飼漁法による採捕は2件以内、火光その他の照明を利用する網による採捕は5件以内、瀬張網による採捕は3件以内の範囲で行うことができる。
	内共 第507号	伊尾木川 安芸川	あゆ漁業 うなぎ漁業 こい漁業 あまご漁業 もくずがに漁業	5/15～12/31 4/1～9/30 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～11/30	基点甲 安芸市伊尾木伊尾木川河口左岸導流堤漁場基点 基点乙 安芸市東浜安芸川河口右岸導流堤漁場基点 ア 甲から磁針方位200度の線と最大高潮時の海岸線との交点 イ 伊尾木川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点 ウ 伊尾木川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点 エ 安芸川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点 オ 安芸川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点 カ 乙から磁針方位200度の線と最大高潮時の海岸線との交点 甲ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカ乙を結ぶ7直線から上流の伊尾木川及び安芸川本・支流	安芸市（赤野を除く。）	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
	内共 第508号	赤野川	あゆ漁業 うなぎ漁業 こい漁業 あまご漁業 もくずがに漁業	5/15～12/31 4/1～9/30 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～11/30	基点甲 安芸市赤野赤野川河口左岸赤岩漁場基点 ア 甲から磁針方位288度25分の線と右岸との交点 甲とアを結ぶ直線から上流の赤野川本・支流	安芸市のうち赤野 香南市のうち夜須町 羽尾 安芸郡芸西村	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
	内共 第509号	物部川	あゆ漁業 うなぎ漁業 こい漁業 あまご漁業 もくずがに漁業	5/15～12/31 4/1～9/30 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～11/30	基点甲 香南市吉川町物部川河口左岸防潮堤漁場基点 基点乙 南国市久枝物部川河口右岸防潮堤漁場基点 ア 甲から磁針方位180度の線と最大高潮時の海岸線との交点 イ 物部川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点 ウ 物部川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点 エ 乙から磁針方位180度の線と最大高潮時の海岸線との交点 甲ア、アイ、イウ、ウエ及びエ乙を結ぶ5直線から上流の物部川本・支流	南国市 香南市のうち香我美町、野市町及び吉川町 香美市のうち香北町、土佐山田町及び物部町	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、建網による採捕は、50件以内の範囲で行うことができる。
	内共 第510号	吉野川	あゆ漁業 うなぎ漁業 こい漁業 あまご漁業 もくずがに漁業	5/15～12/31 4/1～9/30 1/1～12/31 1/1～12/31 8/1～11/30	吉野川中高知県と徳島県との県境から上流の吾川郡いの町高敷発電用えん堤までの本・支流	南国市のうち黒滝、桑ノ川、大改野及び中ノ川 香美市のうち土佐山田町（紫藤、西又、北滝本、樫谷及び上穴内に限る。）、長岡郡本山町、長岡郡大豊町、土佐郡土佐町、土佐郡大川村、吾川郡いの町のうち高敷	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、火光その他の照明を利用する網による採捕は40件以内、建網による採捕は65件以内、瀬張網による採捕は23件以内の範囲で行うことができる。
	内共 第511号	吉野川 (上流)	あゆ漁業 こい漁業 あまご漁業	5/15～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	吾川郡いの町高敷発電用えん堤から上流の吉野川本・支流	吾川郡いの町のうち足谷、越裏門、大森、葛原、桑瀬、高敷、寺川、戸中、長沢、中野川及び脇ノ山	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業及びあまご漁業にあっては、建網による採捕は、1件以内の範囲で行うことができる。
	内共 第512号	鏡川	あゆ漁業 うなぎ漁業 あまご漁業 もくずがに漁業	5/15～12/31 4/1～9/30 1/1～12/31 8/1～11/30	高知市九反田雑喉場橋から上流の鏡川本・支流	高知市（布師田、一宮、介良、三里、長浜及び大津を除く。）	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、建網による採捕は20件以内、しめなわ漁法による採捕は20件以内の範囲で行うことができる。

	告示 予定番号	漁場の 位置	漁業の種類	漁業の時期	漁場の区域	関係地区	条件
	内共 第513号	仁淀川	あゆ漁業	5/15～1/31	基点甲 高知市春野町仁ノ仁淀川河口左岸導流堤の場所打コンクリート堤突端漁場基点 基点乙 土佐市新居仁淀川河口右岸排水用水門漁場基点 ア 甲から磁針方位165度の線と最大高潮時の海岸線との交点 イ 乙から磁針方位165度の線と最大高潮時の海岸線との交点 アとイとを結ぶ直線から上流の高知県と愛媛県との県境までの仁淀川本・支流（高知市春野町仁ノ仁淀川左岸導流堤以東の仁淀川に連接した内水面を含む。）	高知市のうち春野町土佐市吾川郡いの町（旧本川村の区域を除く。） 吾川郡仁淀川町高岡郡佐川町高岡郡越知町高岡郡日高村	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、う飼漁法による採捕は6件以内、火光その他の照明を利用する網による採捕は100件以内、瀬張網による採捕は14件以内、まき網による採捕は3件以内（高岡郡越知町野老山発電用えん堤から下流を操業区域とするものとする。）の範囲で行うことができる。
			うなぎ漁業	4/1～9/30			
			こい漁業	1/1～12/31			
			あまご漁業	1/1～12/31			
			もくずがに漁業	8/1～11/30			
	内共 第514号	新荘川	あゆ漁業	5/15～12/31	基点甲 須崎市西町一丁目2番1号鐘撞き堂（旧国旗掲揚塔） ア 甲から磁針方位212度の線と左岸との交点 イ 甲から磁針方位212度の線と右岸との交点 アとイとを結ぶ直線から上流の新荘川本・支流	須崎市、高岡郡津野町（平成17年2月1日の合併前の東津野村（以下「旧東津野村」という。）の区域を除く。）	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
			うなぎ漁業	4/1～9/30			
			こい漁業	1/1～12/31			
			もくずがに漁業	8/1～11/30			
	内共 第515号	四万十川 （上流）	あゆ漁業	5/15～12/31	高岡郡四万十町家地川発電用えん堤から上流の四万十川本・支流	高岡郡中土佐町、高岡郡津野町、高岡郡四万十町	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、火光その他の照明を利用する建網による採捕は58件以内、瀬張網による採捕は10件以内の範囲で行うことができる。
			うなぎ漁業	4/1～9/30			
			あまご漁業	1/1～12/31			
	内共 第516号	四万十川	あゆ漁業	5/15～1/31	基点甲 四万十市初崎立岩漁場基点 基点乙 四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省0メートル距離標 甲と乙とを結ぶ直線から上流の高岡郡四万十町下道発電用えん堤、高岡郡四万十町家地川発電用えん堤及び高知県と愛媛県との県境までの四万十川本・支流	宿毛市のうち山奈及び平田四万十市高岡郡四万十町	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては火光その他の照明を利用する建網による採捕は435件以内、地びき網による採捕は6件以内、まき刺網による採捕は3件以内、しめなわ漁法による採捕は45件以内の範囲で、こい漁業にあっては建網による採捕は50件以内、まき刺網による採捕は10件以内の範囲で行うことができる。
			うなぎ漁業	4/1～9/30			
			こい漁業	1/1～12/31			
			あまご漁業	1/1～12/31			
	内共 第517号	松田川	もくずがに漁業	8/1～11/30			
			あゆ漁業	5/15～12/31	基点甲 宿毛市坂ノ下松田川河口左岸下り松鼻漁場基点 ア 甲から磁針方位359度の線と右岸との交点 甲とアとを結ぶ直線から上流の高知県と愛媛県との県境までの松田川本・支流	宿毛市のうち宿毛、新田、坂ノ下、和田、二ノ宮、中角、小川、山北及び橋上町	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては火光その他の照明を利用する建網による採捕は42件以内の範囲で、こい漁業にあっては建網による採捕は3件以内の範囲で行うことができる。
			うなぎ漁業	4/1～9/30			
			こい漁業	1/1～12/31			
			あまご漁業	1/1～12/31			
			もくずがに漁業	8/1～11/30			